

戦没者遺族援護功労者の市長感謝状贈呈要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、多年にわたって戦没者遺族の援護事業に携わり、遺族の自立更生に寄与し、その功績が顕著な者に対して、市長がその功績をたたえるとともに、その労苦に報いるため感謝の意を表し、もって戦没者遺族援護事業の進展を図ろうとするものである。

(贈呈対象者)

第2条 感謝状の対象者は、函館市連合遺族会会長の推薦を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 函館市連合遺族会の行う援護事業に通算15年以上携わり、当該事業の推進に努めその功績が顕著な者

(2) 前号に掲げる者のほか、功績が特に顕著であると認められる者

(贈呈の方法)

第3条 感謝状の贈呈は、別に定める日に行うものとする。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。